

## 第4回水資源政策の政策評価に関する検討委員会議事概要

1. 日時：平成17年5月12日（木） 14:00～16:00
2. 場所：国土交通省（中央合同庁舎3号館）11階特別会議室
3. 出席者  
（委員）飯村委員、沖委員、滝沢委員、月尾委員、中川委員、長岡委員、森野委員  
（五十音順）  
（事務局）仁井水資源部長、高橋審議官 他

### 4. 議題

- ・水需給の安定性について

### 5. 議事概要

水需給の安定性について、飯村委員、沖委員、長岡委員、水資源部からの各資料に基づいたプレゼンテーションののち、以下のような議論がなされた。

- ・鉄鋼産業の場合、ひとたび炉に火をいれれば、20年間365日止めないというのが基本。渴水になっても、1～2割程度の減産はあるが5割減とかは容易ではない。したがって、様々な工夫をして水を確保しなければならない。平成6年渴水の際は他県から淡水を輸送した。また、海外から輸入しようというアイデアが出たこともあるようだ。冷却水の海水利用は臨海地帯に立地している工場では一部の用途で可能であるが、これも海洋への温度負荷の増大については環境上の制約がかかる。また、渴水やエネルギー不足等の要因で減産しなければならない場合、同一会社で製鉄所を複数有する場合、類似製品を生産している製鉄所間では、可能な範囲で振り替え生産を行う。実際に平成6年渴水時には、ある社の西日本の生産を東日本に移したはずである。しかし、近年は工場のスクラップ等が進んだ結果、渴水等いざという時に代替できる施設が減っている可能性があるのではないか。
- ・農業用水は比較的柔軟な運用が可能な面があり、使い方を工夫することで生まれてくる水がある。その割合が高い利根川の方が、渴水のような自然現象が発生したときに、筑後川よりも水供給が柔軟に行われ、危機的な状況に陥りにくくなっているのではないか。
- ・セパレート方式による渴水調整は、ユーザー毎に節水意識が高まることから推奨したいが、デメリットとしては、利根川・荒川にみられるように、先発で水源手当してきた地域と、最近人口増があり水源手当が追いついていない地域が流域内に併存する流域で同方式で渴水調整を行うと、後発地域に厳しい制限を課すということになり、それが社会的に良いのか、となり、すべてこの方式では割り切れない部分もある。セパレート方式を導入している筑後川においても、平成14年渴水の際は、いつもの福岡ではなく佐賀等筑後川本川筋が厳しい状況になったが、その際福岡側はセパレート

方式を強硬に主張することなく、それを崩して互譲の精神で調整した結果、なんとかしのいだ。

- ・ 芝浦水再生センターにおける水の価格である260円/m<sup>3</sup>は、中水道用に増設するためのパイプ代は含まれておらず、また、かなり政策的な意味をもった（上水と比較して優位となるような）価格だと考えられる。また、芝浦の再開発の際に合わせて盛り込んだ結果可能となっていると考えるべき。東京都はビル新築の際に雑用水導入の指針（※1）が昔ほど厳格に運用されていないらしく最近の実態を調べる必要がある。
- ・ 人の年齢と水使用原単位に関係があるか、使用実態アンケートを継続的に行っている東京都等に確認する等、調査すべき。
- ・ 渇水調整については、これまでは互譲の精神で紳士的に話し合いがなされてきたということであろうが、降雨状況の変化にともなう供給実力変化や個々のユーザー毎に需要弾力性が異なることから、これまでの互譲の精神だけでよいのかという問題意識がある。最後は地域毎に決めざるを得ないが、大枠としての議論は必要であろう。
- ・ 1989年のマニラにおける大渇水では、普段上水と農水で使っていた用水をすべて上水に振り分けた事例がある。渇水時なので上、農とも普段通り水はとれないのであるが、その減少した水を公平に分配する以上に上水に持って行ったわけで、その分は都市の側が農業サイドへ補償してもよいのではないだろうかと感じた。  
つまり、通常はセパレート方式等で調整をし、非常事態等になれば、経済的損失に対して補償して調整できるような仕組みを検討すべきであろう。ただし、水利権をもっていると渇水時に儲かる、となるとおかしな話になるのでなかなか難しいが。また、その金額の算定は相当困難であろうが、この辺を透明にしていかなければならないだろう。
- ・ 先般、「食料・農業・農村基本計画」が見直され、カロリーベースの食料自給率が現在40%のところ、45%を目指すこととなった。しかし、その5%増分の中味の殆どは飼料作物であり、農業用水の大部分を占める稲作は5%増分には寄与しておらず、従って、計画遂行のために直ちに農業用水を増量することにはならない。ただ、自給率を60%かそれ以上にあげなければならない、ということになれば、もう一度、農業用水がどれくらい必要になるのかどうか検討が必要であろう。
- ・ 電力は時間帯も含めた様々な料金メニューがあるが、工水は責任水量制にみられるように電力と比較すれば硬直的な料金体系といえるが、仮に価格体系を工夫しても、渇水時には結局危機管理的対応しかないと思われる。しかし、平常時には価格インセンティブを導入すれば、効率化が期待できるだろう。
- ・ 平成6年の各水系の渇水調整については、期間や時期によって様々な事情があるようなので、最大取水制限率の一覧表だけではまとめきれない部分があることに留意すべき。

- ・ 高齢化・高層化に伴って漏水時のダメージが大きいかもしれないというのは想像できるが、実際に高層世帯で水の確保に支障があったとか心配であるという声は既にあがっているのか調査すべき。また、近年水道水質へのニーズの高度化から、受水槽方式から3～5階等の世帯への直結給水サービスが普及しつつある。受水槽というクッションが減るといことは漏水時の安定性に影響が出るかもしれない。直結給水は途中で圧力をかけて給水することから、これまで減圧給水することによって実需を押しやるという水道事業としての漏水時の手法が機能しなくなる、という可能性もある。
- ・ 単独世帯の割合は地域によって大きく異なるはずであり、整理が必要。
- ・ 流域を超えた互譲の精神も必要で、地域のフェイルセーフを確保するためにも、事前に地域を水路・管路等で結んでおくことも含め流域を超えたソフト・ハード両面での連携についての議論も必要ではないか。
- ・ ①電力で行われている価格インセンティブを水に導入するか、②漏水に際して調整する仕組みを制度として明確にするか、地域毎にうまくマネジメントする仕組みは何か、③100年単位で見た場合、食料自給率、人口減、産業の我が国への回帰等を考慮すると、長期的に水の上、工、農の配分が変わる可能性があるのか、等を検討すべきであろう。

(※1)「雑用水利用に係る指導指針」東京都 昭和59年

概要：延べ面積 30,000m<sup>2</sup> 以上の建築物又は循環利用水（計画可能水量）が1日当たり 100m<sup>3</sup> 以上の建築物について雑用水施設を設置する。（H16 日本の水資源 P166 より）

第5回は8月に開催する予定。